

「大阪市空家等対策協議会」 委員を公募します

「大阪市空家等対策協議会」とは

大阪市空家等対策協議会条例（平成 27 年大阪市条例第 107 号）に基づき設置された機関で、大阪市が空家等対策基本計画を策定するための議論をはじめ、空家等対策に係る様々な検討を行う協議会です。

今回、市民公募委員の任期満了に伴い、本協議会に参加いただける委員を公募します。

応募締切 令和 7 年 7 月 1 日（火）必着

大阪市空家等対策協議会事務局

〔 東住吉区役所 総務課 〕

1 委員の仕事

大阪市空家等対策協議会（年1回程度、平日の日中に開催）に出席していただき、市民の立場から、大阪市の空家等対策への幅広いご意見・ご提案をいただくことを予定しております。なお、本協議会は、学識経験者、各種団体等代表者、公募委員等、計20名の委員により構成されています。

2 任期 令和7年8月20日～令和10年8月19日（予定）

3 募集人数 2名

4 公募期間

令和7年6月2日（月）～令和7年7月1日（火）必着

5 応募資格 応募する方は、次の条件を満たす必要があります。

- （1）大阪市内に居住していること
- （2）大阪市の他の附属機関等の委員等でないこと
- （3）大阪市職員でないこと

※ 委員在任中に条件のいずれかに該当しなくなった場合、その資格を失うこととなります。

6 応募方法

- ・このリーフレットの「大阪市空家等対策協議会委員応募用紙」に必要事項及び「小論文」をご記入のうえ、下記応募先へ郵送、FAX、またはメールでお送りください。
- ・小論文については、添付様式でなくても結構です。
- ・直接持参でも受け付けます。（9時00分～17時30分、土日・祝日を除く）

※ 応募用紙は、大阪市24区役所・市民局区政支援室区業務改革担当（市役所4階）・計画調整局建築指導部建築企画課（市役所3階）・都市整備局企画部住宅政策課（市役所6階）、市民情報プラザ（市役所1階）で配布しています。

東住吉区ホームページからも入手できます

(<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/page/0000653076.html>)

7 選考

- ・公募委員の選考は、応募用紙・小論文による書類審査と面接をもとに行います。（ただし、応募者多数の場合には、書類審査による一次審査を実施する場合があります。）
- ・面接の日程等については、ご応募いただいた方に個別にお知らせします。
- ・結果につきましては、後日、文書により通知させていただきます。
- ・応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

8 その他

- ・委員に選ばれた方については、氏名を公表いたしますのでご了承ください。
- ・協議会に出席いただいた場合は、報酬をお支払いします。

9 応募・問い合わせ先

大阪市東住吉区役所 総務課

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

電話：4399-9917 FAX：6629-4533

メール：tv0001@city.osaka.lg.jp

大阪市空家等対策協議会委員応募用紙

大阪市空家等対策協議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな	年 齡	性 別
氏 名	歳	男・女
住 所 〒 ー 大阪市 区 電話番号 ー ー		
職 業		
応募動機		
これまでの取組（団体活動、研究、ボランティア、その他）		
処理欄（記入しないでください）		
受付日 令和 年 月 日	受付番号	

※ご記入いただいた個人情報、大阪市空家等対策協議会公募委員募集事務の目的以外には使用いたしません。

